

(別記 1)

県立病院院内保育所設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県立こころの医療センターの院内に保育所を設置し、県立病院に勤務する職員の乳幼児のうち、保育に欠ける者を保護者の希望により保育し、病院事業の適性かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で「乳幼児」とは、5歳児（就学までの児童をいう。）までの者をいう。

2 この要綱で「保護者」とは、前条に定める県立病院に勤務する職員であって乳幼児の親権者をいう。

(保育児の定数)

第3条 保育児の定数は、別表第1のとおりとする。

(管理及び運営)

第4条 院内保育所の管理及び運営は、当該保育所を設置している県立病院の長（以下「院長」という。）が行うものとする。

(保育所の開所と開所時間)

第5条 保育所の開所は、昼間及び夜間にそれぞれ行うものとし、その日数及び開所時間は別表第2に定めるとおりとする。ただし、病院及び院内保育所の運営上やむを得ない場合は、臨時的にその開所持間を延長し、若しくは短縮し、又は臨時に閉鎖することができる。

(入所)

第6条 保護者は、乳幼児の保育を希望するときは、別に定める入所申込書を院長に提出し、その承認を得なければならない。

2 院長は、前項による申し込みがあった場合において、乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認しないものとする。

① 伝染性疾患にかかっているとき。

② 疾病その他の理由により、保育が困難と医師が判断したとき。

3 院長は、入所の承認について、交替制勤務及び宿日直勤務を行う保護者の乳幼児を優先するものとする。

4 院長は、入所の承認又は不承認を決定したときは、その旨を保護者に通知するものとする。

(臨時保育)

第7条 院長は、臨時保育の申込みを受けたときは、前条第2項に基づく取り扱いのほか、第1条に定める目的に従い審査の上、これを承認することができるものとする。

(保護者の協力)

第8条 保護者は、保育所職員の指示に従い、これに協力するとともに乳幼児の健康に留意し、疾病等にかかり又はそのおそれがある場合には、保育所の利用を停止しなければならない。

(保育の停止)

第9条 院長は、乳幼児が疾病等により他の乳幼児の保育に支障を生ずるおそれのある場合は、その者の保育を一定期間停止することができる。

(退所)

第10条 保護者は、乳幼児を退所させようとするときは、速やかに、別に定める退所届を院長に提出しなければならない。

2 院長は、保護者がこの要綱の規定に違反した場合、又は乳幼児が第6条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合は退所させることができる。

(保育料)

第11条 保育料は、別表第3に定める額とする。

2 前項の保育料は、人件費の上昇及び施設の改善その他の事情により適正でなくなった場合は、これを改正するものとする。

(保育料の納入)

第12条 保護者は、前条に規定する保育料を病院が発行する納入通知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(保護者が調達する物品)

第13条 乳幼児の保育に必要な物品であって、その乳幼児が専用する物品については、保護者において調達するものとする。

(業務記録)

第14条 院長は、別に定める帳簿を保育所に常備し、記録させなければならない。

(報告)

第 15 条 院長は、各月の院内保育所の入所状況を翌月 10 日までに三重県病院事業管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項を院長が定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

ただし、第 11 条の規定は、平成元年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

保育所設置の病院名	保育児の定数
県立こころの医療センター	25名

別表第2（第5条関係）

保育所設置の病院名	保育形態	開所日数	開所時間
県立こころの医療センター	昼間	毎日開所（月5回の休所日、1月1日から1月3日を除く。）	10時間（8:00～18:00）
	夜間	週2日以内	14時間（18:00～8:00）

別表第3（第11条関係）

保育料	月額（月極保育料）		日額（臨時保育料）
	【正規職員】		
1人目	2人目以降		
31,752円	24,494円		
【業務補助職員】			
1人目	2人目以降		
24,494円	18,895円		

ただし、月極保育で保育日数が月間10日に満たないときは、日額保育料（臨時保育料）の規定を適用する。